

育児休業等 Q & A

(令和5年1月改訂版)

— 子育てを支援するために —

▶ はじめに

次世代育成支援対策推進法により特定事業主とされた宮城県教育委員会は、職員の子育てを支援し、すべての職員が仕事と子育てを両立することができる環境を整えるため、「特定事業主行動計画」に基づき、職員のみなさんが育児休業等の制度を正しく理解し、この制度を積極的に活用いただくために「育児休業等Q&A」を作成しました。

制度を有効に活用され、働く職員の子育て支援の一助となることを期待します。

▶ 目次 ▶

1 育児休業について

- Q1 育児休業とはどのような制度ですか？
- Q2 育児休業をすることができない職員は？
- Q3 「子が3歳に達する日まで」とは？
- Q4 育児休業中の身分はどのようになりますか？
- Q5 育児休業を請求する際の事務手続は？
- Q6 育児休業期間の延長はできますか？
- Q7 同一の子についての育児休業は、何回まで取得できますか？
- Q8 育児休業の承認が取り消される場合は？
- Q9 妻の産後休暇期間中に、夫が育児休業をすることはできますか？
- Q10 第一子に係る育児休業中(妻)に第二子を妊娠しました。第一子の育児休業はどのようになりますか？
- Q11 復帰後の年次有給休暇はどのようになりますか？
- Q12 育児休業中の給与はどのようになりますか？
- Q13 育児休業中の住民税はどうなりますか？
- Q14 育児休業をした場合、昇給に影響はありますか？
- Q15 産前産後休暇中や育児休業中も公立学校共済組合の掛金は納入するのでしょうか？
- Q16 育児休業中の教職員互助会の掛金の納入は？
- Q17 育児休業をすると退職手当に影響はありますか？
- Q18 公立学校共済組合から貸付けを受けています。育児休業中の貸付けの償還はどのようになりますか？また、新たに貸付けを申し込めますか？
- Q19 育児休業中の定期健康診断等はどうすれば良いですか？

2 育児短時間勤務について

- Q 1 育児短時間勤務とはどのような制度ですか？
- Q 2 育児短時間勤務をすることができない職員は？
- Q 3 「小学校就学の始期に達するまで」とは？
- Q 4 どのような勤務形態を選択できるのですか？
- Q 5 育児短時間勤務を請求する際の事務手続は？
- Q 6 育児短時間勤務の請求期間は？
- Q 7 育児短時間勤務の期間を延長することはできますか？
- Q 8 同一の子について育児短時間勤務を再度することはできますか？（再度の育児短時間勤務）
- Q 9 育児短時間勤務の期間中、勤務する時間帯等を変更することはできますか？
- Q 10 育児短時間勤務が取り消される場合は？
- Q 11 育児短時間勤務に伴い、年次有給休暇はどのようになりますか？
- Q 12 育児短時間勤務をした場合の給与はどのようになりますか？
- Q 13 育児短時間勤務をした場合の期末・勤勉手当はどのようになりますか？
- Q 14 育児短時間勤務をした場合、昇給に影響はありますか？

3 部分休業について

- Q 1 部分休業とはどのような制度ですか？
- Q 2 部分休業をすることができない職員は？
- Q 3 部分休業を請求する際の事務手続は？
- Q 4 部分休業をした場合の給与はどのようになりますか？
- Q 5 部分休業をした場合、昇給に影響はありますか？
- Q 6 部分休業に伴い給与が減額された場合、公立学校共済組合の掛金はどのようになりますか？
- Q 7 育児時間（特別休暇）と部分休業との関係は？

4 育児のための早出遅出勤務について

- Q 1 早出遅出勤務とはどのような制度ですか？
- Q 2 早出遅出勤務は、どのような場合に利用できますか？
- Q 3 早出遅出勤務は、1日おきに利用できますか？
- Q 4 早出遅出勤務を請求する際の事務手続は？

5 その他（特別休暇）

1 育児休業について

Q 1 育児休業とはどのような制度ですか？

A 1 子が満3歳に達する日まで、一定の要件を満たした職員が任命権者（宮城県教育委員会）の承認を受けて、その3歳に満たない子を養育するため、職務に従事しないことを可能とする制度です。

仕事と育児を両立させながら、継続的な勤務を促進し、職員の福祉を増進しようとするもので、男女を問わず育児休業をすることができます。

ただし、次のA 2に該当する職員は、育児休業をすることができません。

Q 2 育児休業をすることができない職員は？

A 2 次の職員は対象となりません。

- ① 非常勤職員（一般職の非常勤職員を除く）
- ② 臨時的に任用される職員（六・六講師，産休・育休・病休代替の講師等）
- ③ 育児休業職員の業務を処理するために採用された任期付職員
- ④ 定年に達して引き続き勤務している職員

（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条及び職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮城県条例第12号）第2条参照）

※ 平成22年6月から職員の配偶者の育児休業の取得の有無や就業の有無にかかわらず、職員は育児休業を取得できるようになりました。

Q 3 「子が3歳に達する日まで」とは？

A 3 「満3歳の誕生日の前日まで」です。

Q 4 育児休業中の身分はどのようになりますか？

A 4 身分は地方公務員です。育児休業中の職員は、職務に従事しませんが、職員としての身分を保有するので、当然、育児休業中であっても公務員としての身分上の義務が課せられます。

Q 5 育児休業を請求する際の事務手続は？

A 5 育児休業を請求しようとする職員は、「育児休業承認請求書」(様式第1号)に子の氏名や請求する期間等を記入し、育児休業を始めようとする1月前までに、所属長を經由して県教育委員会に提出することとなります。(県費負担教職員にあっては、市町村教育委員会を經由する。)

その際、医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか(写し可)を添付します。また、育児休業期間の満了により職務に復帰する場合は、「養育状況変更届」(様式第3号)の提出が必要です。

なお、同一の子についての育児休業は、原則2回まで取得可能です。

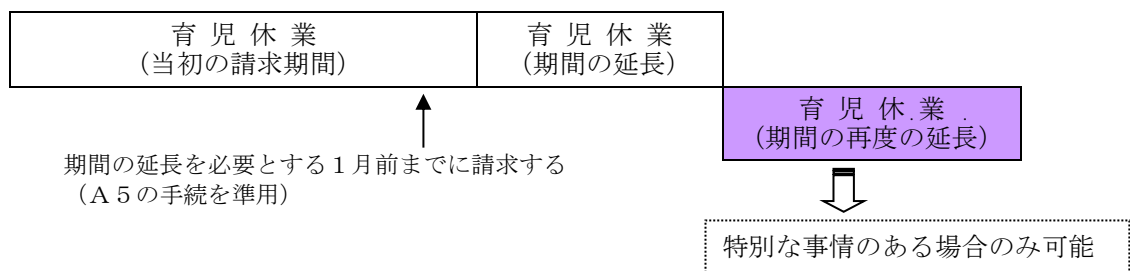
また、再度(3回目)の育児休業は、きわめて限定的な、特別の事情がある場合にのみ認められます。(A7参照)

Q 6 育児休業期間の延長はできますか？

A 6 子が3歳に達する日まで延長できます。

ただし、期間の延長は、特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとされています。

育児休業制度は、育児と仕事の調和を図ることを目的としており、代替職員の確保など、人事管理の運営と秩序を確保するために、期間の再度の延長は制限されます。



特別の事情がある場合とは(期間の再度の延長)...

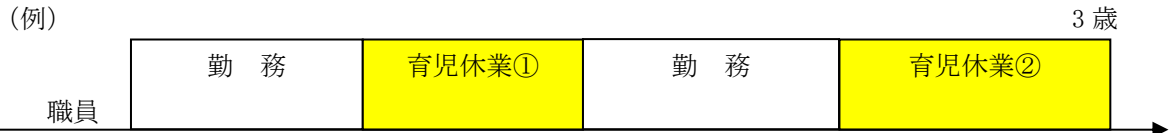
- ・ 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと。
- ・ 配偶者と別居したこと。
- ・ 育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと。
- ・ 期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより、再度の延長をしなければ、子の養育に著しい支障が生じることとなったこと。
(単に「見込みを誤った」などの事情では認められません。)

Q 7 同一の子についての育児休業は、何回まで取得できますか？

A 7 育児休業は、同一の子について原則 2 回まで取得可能です。

なお、特別の事情がある場合を除き、再度（3 回目）の育児休業をすることはできないので注意が必要です。

また、この他に、子の出生の日から 57 日の期間内に育児休業を開始し、かつ終了する場合の制度（出生時育児休業）があります。（A 9 参照）



再度（3 回目）の育児休業をすることができる特別の事情とは…

- ① 次子の産前休暇を届け出たことや次子についての育児休業が承認されたことにより、当初の育児休業の承認が失効となった後、次子が死亡又は養子縁組などにより職員と別居することとなった場合
- ② 休職等の処分を受け、育児休業の承認が効力を失った後、処分の期間が終了した場合
- ③ 育児休業の承認が、職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により子を養育できない状態が相当期間にわたり継続すると見込まれるとして取り消された後、養育することができる状態に回復した場合
- ④ 育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより、再度の育児休業をしなければ子の養育に著しい支障が生ずることとなった場合
(配偶者が負傷又は疾病により入院、配偶者と別居した場合、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合など)

Q 8 育児休業の承認が取り消される場合は？

A 8 次のような事由が生じた場合は、育児休業は取り消され（又は失効し）ます。

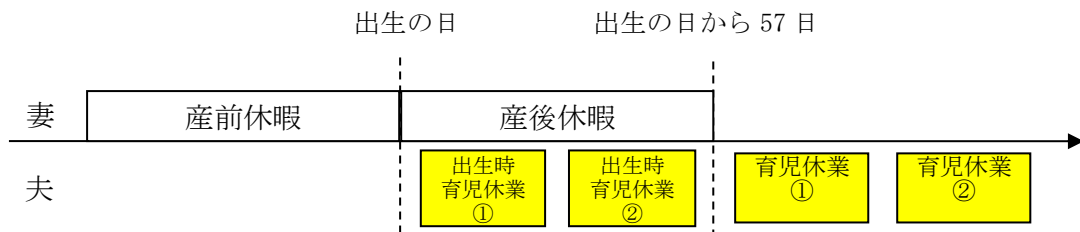
- ① 育児休業の承認を受けている職員が、産前の休業を始めた場合（A10 参照）
- ② 職員が休職又は停職の処分を受けた場合
- ③ 育児休業に係る子が亡くなった場合
- ④ 離縁あるいは養子縁組が取り消されたことなどで職員の子でなくなった場合
- ⑤ 職員が子と別居することとなったとき、病気入院などで日常生活上の世話ができない状態となったときや託児するなどして常態的に子を養育しなくなった場合

- ⑥ 承認されている育児休業に係る子以外の子に係る育児休業が承認された場合、子の養育状況に変更が生じた場合は、「養育状況変更届」（様式第3号）の提出が必要となります。

Q 9 妻の産後休暇期間中に、夫が育児休業をすることはできますか？

A 9 産前・産後の期間は、女性が母体の健康維持と出産後の母体の回復に専念するための休養の期間です。妻が第一子出産に係る産後休暇期間中の場合、夫はその子の育児のために育児休業等（育児短時間勤務及び部分休業を含む。）をすることができます。

また、子の出生の日から57日の期間内に育児休業を開始し、かつ終了する場合は、「出生時育児休業」という制度の対象となります。この出生時育児休業は、2回まで取得することができますが、A 7の育児休業の取得回数には含まれません。この出生時育児休業を請求する場合は、「育児休業承認請求書」（様式第1号）を、育児休業を始めようとする2週間前までに、所属長を経由して県教育委員会に提出することとなります。（県費負担教職員にあっては、市町村教育委員会を経由する。）

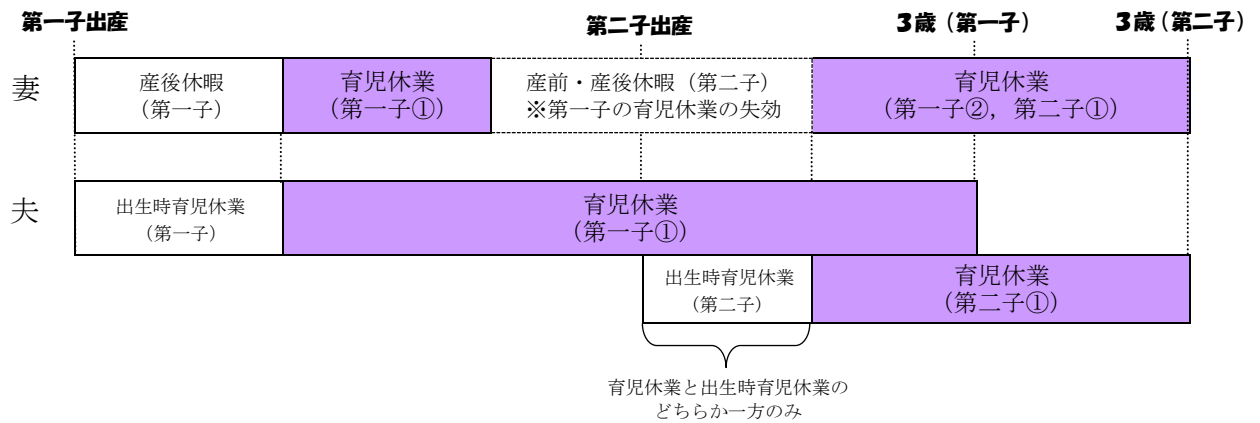


※ 第二子出産に係る妻の産前産後休暇期間中の場合も、夫は第一子に係る育児休業等を行うことができます。（A10 参照）

Q10 第一子に係る育児休業中（妻）に第二子を妊娠しました。第一子の育児休業はどのようになりますか？

A10 第二子に係る産前休暇（特別休暇）の届出により、第一子に係る育児休業は効力を失います。第二子の産後休暇終了後には新たに育児休業をすることができますが、同時に複数の子を養育する場合には、それぞれの子についての育児休業の取得回数としてカウントされます。

また、第二子出産に係る妻の産前産後休暇期間中に、夫は第一子に係る育児休業等を行うことができます。



※ 夫は第一子（3歳未満）の育児休業をすることができ、第二子の出生日以降は第二子に係る育児休業をすることができます。（A9参照）

Q11 復帰後の年次有給休暇はどのようになりますか？

A11 年次有給休暇は「職員としての身分」に着目して付与される休暇です。育児休業中の職員は、職務に従事しませんが、職員としての身分を保有するので、育児休業中であっても、1月1日に現年分として新たに「20日」の年次有給休暇が付与されます。（前年に行使しなかった年次有給休暇は、20日を限度として翌年に繰越すことができます。）

Q12 育児休業中の給与はどのようになりますか？

A12 給与について、育児休業中は無給となります。
期末・勤勉手当については、次のとおりです。

・ 期末手当

基準日（6月1日、12月1日）以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある場合に支給されます（年休・特休（産前産後休暇を含む。）等により勤務しなかった期間は、勤務した期間とみなされます。）。

なお、その際に育児休業期間の2分の1は、在職期間から除算されます（ただし、育児休業の承認期間の全部が子の出生の日から57日間以内の期間に含まれる育児休業の期間とそれ以外の育児休業の期間のそれぞれについて、承認期間が1箇月以下である場合を除く。）。

・ 勤勉手当

基準日（6月1日、12月1日）以前6箇月以内の期間において実際に勤務した期間がある場合に支給されます（年休・特休（産前産後休暇を含む。）等により、

実際には当該6箇月以内の期間の全てを勤務しなかった場合には、支給されません。)

なお、支給される場合は、育児休業期間のすべてが勤務期間から除算されます。(ただし、育児休業の承認期間の全部が子の出生の日から57日間以内の期間に含まれる育児休業の期間とそれ以外の育児休業の期間それぞれについて、承認期間が1箇月以下である場合を除く。)

※ 公立学校共済組合関係

組合員が育児休業をしたときは、子が1歳に達する日までの期間(その時点で保育所に入れない等、特別の事情に該当する場合は2歳に達する日まで)「育児休業手当金」が支給されます。(「育児休業手当金(変更)請求書」を毎月提出する。)

詳しくは福利課のホームページ等をご覧ください。

Q13 育児休業中の住民税はどうなりますか？

A13 住民税は、前年の年間所得に基づいて課税されるので、前年に所得がある場合は課税されます。

Q14 育児休業をした場合、昇給に影響はありますか？

A14 昇給日(1月1日)の前1年間における育児休業期間等の状況によっては、昇給しない場合もありますが、その場合でも、育児休業から復帰後、育児休業期間を全て勤務したものとみなし、復帰の日に号俸数の調整が行われます。

Q15 産前産後休暇中や育児休業中も、公立学校共済組合の掛金は納入するのでしょうか？

A15 公立学校共済組合に申し出ることにより、免除されます。

なお、組合員期間は通算されるので、将来の年金額が減額されることはありません。

・ 産前産後休暇

産前産後休暇を開始した日の属する月から産前産後休暇が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間について免除されます。

出産予定日が分かったとき及び出産後に、共済組合に「産前産後休業掛金免除(変更)申出書」を提出する必要があります。

・ 育児休業

育児休業等を開始した日の属する月と育児休業等が終了する日の翌月が属する月が異なる場合は、育児休業等を開始した日の属する月から育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間について免除されます。

育児休業等を開始した日の属する月と育児休業等が終了する日の翌日が属する月とが同一であり、かつ、当該月における育児休業等の日数が14日以上の場合は、その当該月について免除されます。

賞与（期末手当等）については、連続して1箇月を超える育児休業を取得している場合に限り免除されます。

育児休業を取得したとき及び育児休業期間が変更となったときに、共済組合に「育児休業等掛金等免除（変更）申出書」を提出する必要があります。

Q16 育児休業中の教職員互助会の掛金の納入は？

A16 育児休業により月の初日から末日まで勤務に服さない場合は、掛金が免除されます。

ただし、月の途中から育児休業をする場合、または月の途中から復帰する場合には当該月の掛金は免除されません。

Q17 育児休業をすると退職手当に影響はありますか？

A17 退職手当の算定の基礎となる勤続期間は、職員として引き続いた在職期間によることとされています。育児休業をした期間は、子が1歳に達した日の属する月までの月数については、その3分の1、それ以降については2分の1の月数が在職期間から除算されます。

Q18 公立学校共済組合から貸付けを受けています。育児休業中の貸付金の償還はどのようにになりますか？また、新たに貸付けを申し込めますか？

A18 育児休業中は無給のため、給与からの償還ができず、原則として本人は毎月の返済金を公立学校共済組合から送付される納入通知書により直接払い込むこととなります。

ただし、貸付制度では育児休業により給与が支給されないとき、その期間内で本人が申出をした期間について、償還を猶予することができます。（償還猶予）

償還を猶予された貸付金は、復帰後に猶予期間の償還額の合計を全部償還（一括返済と2回に分ける二括返済）するか、償還額に猶予期間の1回分ずつを上乗せして償還（倍返し）する方法があります。

また、育児休業中に新たに貸付けの申込みをすることができます。貸付日の翌月から償還が始まることとなりますが、翌月以降も育児休業期間である場合は、償還猶予の申出をすることにより償還の猶予が可能です。

Q19 育児休業中の定期健康診断等はどうすれば良いですか？

A19 育児休業中であっても定期健康診断を受けることができます。また、公立学校共済組合宮城支部で実施する生活習慣病健診等の申込みも可能です。各所属の衛生担当者にお問い合わせください。

2 育児短時間勤務について

Q 1 育児短時間勤務とはどのような制度ですか？

A 1 育児短時間勤務は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、複数ある勤務形態から選択し、希望する日及び時間帯に勤務することができる制度です。この制度は職員の育児を支援し、育児と仕事の両立を図るため、平成20年1月から新たに導入されました。

※ 育児短時間勤務は、子を養育するための制度であることから、職員はそれぞれの育児等の状況に応じて勤務日等を選択することとなります。

Q 2 育児短時間勤務をすることができない職員は？

A 2 次の職員は、育児短時間勤務をすることができません。

- ① 非常勤職員
- ② 臨時的に任用される職員
- ③ 育児休業職員の業務を処理するために採用された任期付職員
- ④ 定年に達して引き続き勤務している職員

A10 の育児短時間勤務の取消についてもご覧ください。

Q 3 「小学校就学の始期に達するまで」とは？

A 3 「満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで」です。

Q 4 どのような勤務形態を選択できるのですか？

A 4 1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となる次のような勤務形態から選択することができます。(下記の例において網掛部分は、子を養育するための時間となるので、当該時間に職員が養育しない場合は認められません。)

なお、勤務を希望する曜日、時間帯を任意に変更することはできません。(たとえば、下記(1)の例では、月曜日の午後に勤務することは原則としてできません。)選択した曜日、時間帯を変更する場合には、その都度請求し、承認を得る必要があるため、育児短時間勤務を請求する際は、あらかじめ育児の状況等を十分に検討する必要があります。(A9参照)

(1) 1日当たり3時間55分の勤務（日曜日及び土曜日を週休日とする。）

→ 週19時間35分勤務

(例)

日	月	火	水	木	金	土
週休日	3 h 55m	3 h 55m	3 h 55m			週休日
				3 h 55m	3 h 55m	

(2) 1日当たり4時間55分の勤務（日曜日及び土曜日を週休日とする。）

→ 週24時間35分勤務

(例)

日	月	火	水	木	金	土
週休日		4 h 55m	4 h 55m	4 h 55m		週休日
	4 h 55m				4 h 55m	

(3) 1日当たり7時間45分、週3日の勤務（日曜日及び土曜日を週休日とし、月曜日から金曜日までの5日のうち2日を週休日とする。）

→ 週23時間15分勤務

(例)

日	月	火	水	木	金	土
週休日	7 h 45m	週休日	7 h 45m	週休日	7 h 45m	週休日

(4) 1日当たり7時間45分の勤務が週2日、1日当たり3時間55分の勤務が週1日（日曜日及び土曜日を週休日とし、月曜日から金曜日までの5日のうち2日を週休日とする。）

→ 週19時間25分勤務

(例)

日	月	火	水	木	金	土
週休日	7 h 45m	週休日	3 h 55m	週休日	7 h 45m	週休日

Q 5 育児短時間勤務を請求する際の事務手続は？

A 5 育児短時間勤務を請求しようとする職員は、「育児短時間勤務承認請求書」（様式第4号）に必要事項を記入し、短時間勤務を始めようとする日の1月前までに所属長を経由して県教育委員会に提出することとなります。（県費負担教職員にあっては、市町村教育委員会を経由する。）

なお、育児短時間勤務を行う職員の業務を処理するための措置（分担の変更等）を検討する必要があるので、可能な限り早い時期に所属長に相談してください。

Q 6 育児短時間勤務の請求期間は？

A 6 育児短時間勤務の請求は、1月以上1年以下の期間で行います。

Q 7 育児短時間勤務の期間を延長することはできますか？

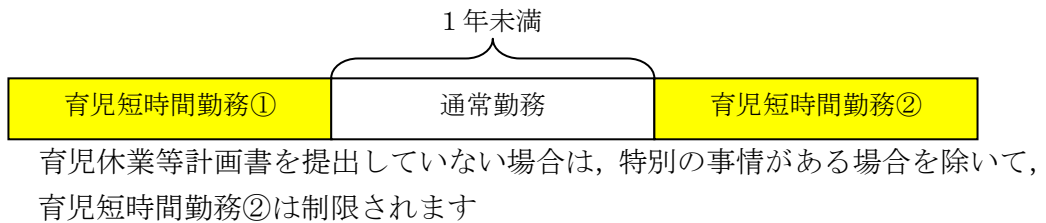
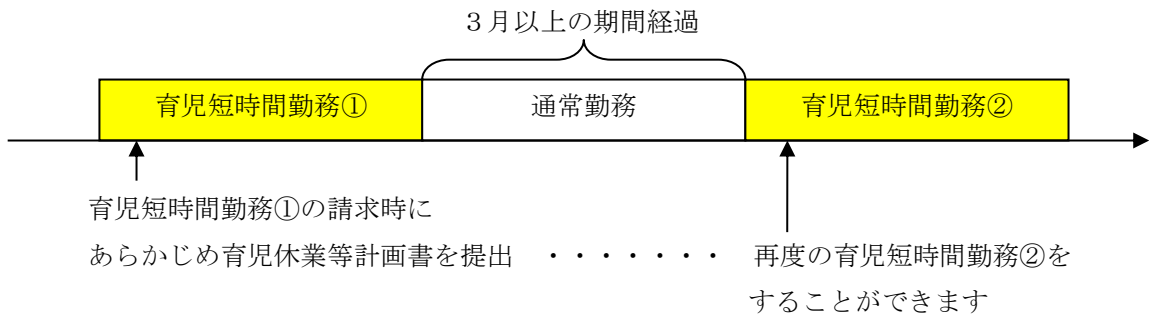
A 7 養育する子が小学校就学の始期に達するまで期間を延長することができます。しかし、請求期間は1月以上1年以下の期間のため、1年を超えて育児短時間勤務を行う場合は、一括して請求することはできず、その都度期間の延長を請求することとなります。（延長の回数に制限はありません。）

なお、延長する際も育児短時間勤務を始めようとする日の1月前までに請求する必要があります。可能な限り早い時期に所属長に相談してください。

Q 8 同一の子について育児短時間勤務を再度することはできますか？（再度の育児短時間勤務）

A 8 同一の子について育児短時間勤務を再度することは可能です。最初の育児短時間勤務をした後、3月以上経過した場合に再度取得する場合には、あらかじめ「育児短時間勤務計画書」（様式第5号）の提出が必要となります。

なお、特別の事情がある場合を除き、当初の育児短時間勤務の終了後、1年間は再度の育児短時間勤務をすることができないので注意が必要です。（育児短時間勤務を終了し、その後再び同一の子に係る育児短時間勤務を行う場合は、再度の育児短時間勤務となります。）



特別の事情とは…

- ① 産前休暇を届け出たことにより、当初の育児短時間勤務の承認が失効となった後、又は育児短時間勤務に係る子以外の子に係る短時間勤務が承認されたことにより短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休暇に係る子が死亡した場合、又は当該短時間勤務に係る子が養子縁組などにより職員と別居することとなった場合等
- ② 休職等の処分を受け、育児短時間勤務の承認が効力を失った後、処分の期間が終了した場合
- ③ 育児短時間勤務の承認が、職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により子を養育できない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれるとして取り消された後、子を養育できる状態に回復した場合
- ④ 育児短時間勤務をしている職員が、当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務が承認されたことにより取り消された場合
- ⑤ 育児短時間勤務の終了後、3月以上の期間が経過した場合（育児短時間勤務の請求時に子を養育するための計画について「育児短時間勤務計画書」を提出した場合に限る。）
- ⑥ 育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより、再度の育児短時間勤務をしなければ子の養育に著しい支障が生ずることとなった場合（配偶者が負傷又は疾病により入院、配偶者と別居した場合、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合など）

Q 9 育児短時間勤務の期間中、勤務する時間帯等を変更することはできますか？

A 9 勤務する日及び時間帯を変更することは、現に承認されている育児短時間勤務と異なる内容の勤務をすることとなるので、承認されている育児短時間勤務を取

り消し、新たな育児短時間勤務の請求が必要となります（A10⑦参照）。

請求に係る手続は、初回の手続と同様です（A 5 参照）。できる限り早い時期に所属長に相談してください。

Q10 育児短時間勤務が取り消される場合は？

A10 次のような事由が生じた場合は、育児短時間勤務は取り消され（失効し）ます。

- ① 産前の休業を始めた場合
- ② 休職又は停職の処分を受けた場合
- ③ 育児短時間勤務に係る子が亡くなった場合
- ④ 離縁あるいは養子縁組が取り消されたことなどで職員の子でなくなった場合
- ⑤ 職員が子と別居、病気入院などで日常生活上の世話ができない状態となったときや託児するなどして養育しようとする時間において、子を養育しなくなった場合
- ⑥ 育児短時間勤務をしている職員が、当該短時間勤務に係る子以外の子に係る短時間勤務が承認された場合
- ⑦ 育児短時間勤務をしている職員が、当該短時間勤務の内容と異なる内容の短時間勤務を承認された場合

子の養育状況に変更が生じた場合は、「養育状況変更届」（様式第3号）の提出が必要となります。

Q11 育児短時間勤務に伴い、年次有給休暇はどのようになりますか？

A11 育児短時間勤務を始めた場合は、年次有給休暇の日数が変わります。これは常時勤務職員と短時間勤務職員の年次有給休暇の付与日数が異なるため、勤務形態の移行に伴い調整されます。

Q12 育児短時間勤務をした場合の給与はどのようになりますか？

A12 育児短時間勤務をする職員の給料の月額は、当該職員の受ける適用給料表の級号俸に応じて決定される額に、当該職員の1週間当たりの勤務時間数を1週間当たりの本来の勤務時間数で除して得た数を乗じて得た額となります。

同様に、給料の調整額及び次の手当等についても勤務時間に応じて支給されることとなります。

- ・管理職手当
- ・定時制通信教育手当
- ・地域手当
- ・産業教育手当

- ・義務教育等教員特別手当
- ・特地勤務手当（これに準ずる手当を含む）
- ・教職調整額
- ・へき地手当（これに準ずる手当を含む）

また、育児短時間勤務により通勤回数が少なくなる職員については、再任用短時間勤務職員の例を踏まえ、通勤手当の減額を行うこととなります。

Q13 育児短時間勤務をした場合の期末・勤勉手当はどのようになりますか？

A13 期末・勤勉手当の算出基礎額となる給料月額は、本来の勤務時間について勤務した場合の額に割戻します。

在職期間については、次のとおりです。

- ・ 期末手当
育児短時間勤務をした期間（育児短時間勤務により勤務しなかった時間数）の2分の1を、在職期間から除算します。
- ・ 勤勉手当
育児短時間勤務をした期間（育児短時間勤務により勤務しなかった時間数）を、在職期間から除算します。

Q14 育児短時間勤務をした場合、昇給に影響はありますか？

A14 育児短時間勤務職員は、「常勤の職」を占めたまま短時間勤務を行いますので、週38時間45分の職員の昇給と同様に取り扱われます。

3 部分休業について

Q 1 部分休業とはどのような制度ですか？

A 1 育児と仕事の両立を図るため、職員が小学校就学に達するまでの子を養育する場合、公務の運営に支障のない範囲で1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる制度です。仕事をしながら育児ができること、育児を分担できること、長期休業による職場復帰への不安がないことなどがメリットです。

部分休業は、正規の勤務時間の始め又は終わりに2時間を超えない範囲内で請求することができます(30分単位で請求可)。小学校就学に達するまでの子を養育している職員であれば、男女を問わず請求できます。

ただし、次のA 2に該当する職員は部分休業をすることができません。

Q 2 部分休業をすることができない職員は？

A 2 次の職員は、部分休業をすることができません。

- ① 非常勤職員
- ② 育児短時間勤務をしている職員

Q 3 部分休業を請求する際の事務手続は？

A 3 部分休業を請求しようとする職員は、「部分休業承認請求書(様式第6号)」に子の氏名等を証明する書類を添付し、原則として部分休業を始めようとする日の1月前までに、所属長に提出することとなります。(なるべく早めに所属長に相談してください。県費負担教職員にあっては、各市町村教育委員会の規則で定める「部分休業承認請求書」により請求手続を行うこととなります。)

Q 4 部分休業をした場合の給与はどのようにになりますか？

A 4 給与について、部分休業をした翌月の給与から、勤務しなかった時間数に応じて、勤務1時間当たりの給与額が減額されて支給されます。

期末・勤勉手当については、次のとおりです。

- ・ 期末手当
部分休業の期間は、在職期間から除算されません。

- ・ 勤勉手当

基準日（6月1日、12月1日）以前6箇月の期間における部分休業の取得時間を日に換算した日数が30日を超える場合は、その全期間が除算されます。

Q 5 部分休業をした場合、昇給に影響がありますか？

A 5 部分休業により勤務していない期間については、「勤務していない日」として取り扱わないため、昇給に影響はありません。

Q 6 部分休業や育児短時間勤務に伴い給与が減額された場合、公立学校共済組合の掛金はどのようになりますか？

A 6 標準報酬月額制により、減額後の給与額を基に掛金が算定されます。

なお、共済組合に申し出ることにより、3歳未満の子を養育している期間について、育児部分休業や育児短時間勤務の取得等により標準報酬が低下したとき、「年金額の計算に使用する標準報酬に関する特例（※）」の適用を受けることができます。

※ 年金は、組合員であった期間の標準報酬を基に算定されるため、標準報酬が低下すると、将来受け取ることになる年金額に影響が生じる場合があります。

※ 特例の適用を受けた場合、特例の対象期間のうち「各月の標準報酬」が「子の出生前の標準報酬」を下回る期間について、「子の出生前の標準報酬」を「当該月の標準報酬」とみなして年金額の計算をすることができます。

※ 申出は、「3歳未満の子を養育する旨の申出書」を提出することによって行います。

Q 7 育児時間（特別休暇）と部分休業との関係は？

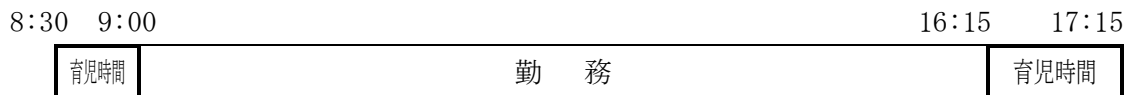
A 7 育児時間は子が1歳6箇月に達するまでの期間で、1日2回それぞれ1時間以内又は30分で合計して90分以内で認められます。男性も取得できますが、あくまで女性が取得しない範囲内で認められることとなります。

一方、部分休業は子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間で、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、勤務時間の始め又は終わりにおいて認められるものですが、育児時間は勤務時間の途中で取得が可能です。

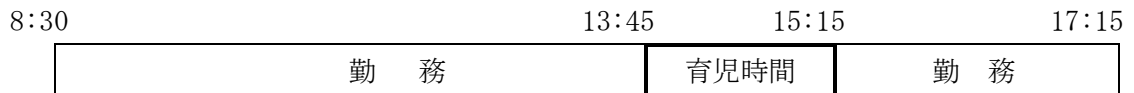
なお、部分休業と育児時間を併用する場合は、1日につき2時間の範囲内で認められます。部分休業は給与が減額されますが（A4参照）、育児時間は特別休暇であり有給です。

【育児時間及び部分休業の取得例】

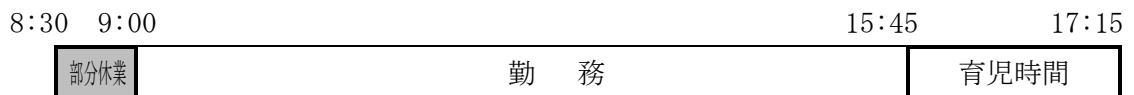
- ① 出勤・退勤時に育児時間を取得する場合（子が1歳6箇月未満）



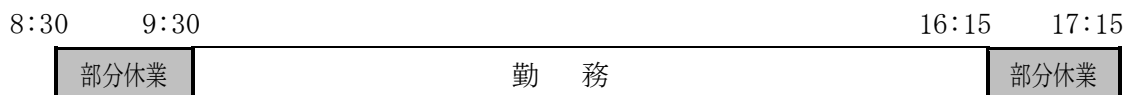
- ② 勤務時間の途中に取得する場合（子が1歳6箇月未満）



- ③ 出勤時30分、退勤時1時間30分を必要とする場合（子が1歳6箇月未満）



- ④ 出勤・退勤時に部分休業をする場合



4 育児のための早出遅出勤務について

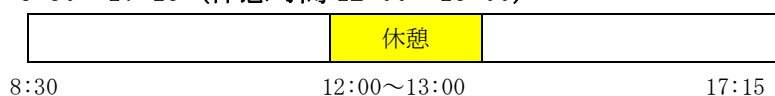
Q 1 早出遅出勤務とはどのような制度ですか？

A 1 早出遅出勤務は、小学校入学前の子を養育する職員や学童保育を行う施設にその子を出迎えるために赴く職員が請求した場合に、公務に支障がある場合を除き、1日の勤務時間を変えることなく、始業・終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げて勤務することができる制度です。給料諸手当に影響はありません。

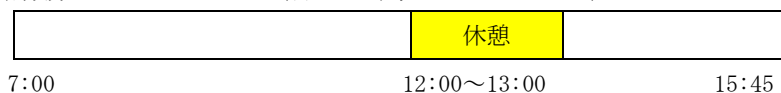
職員は、あらかじめ定められた早出遅出勤務のための始業・終業の時間の中から選択して請求する必要があります。

【勤務パターンの例】

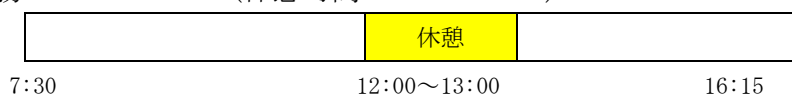
※ 通常勤務 8:30～17:15 (休憩時間 12:00～13:00)



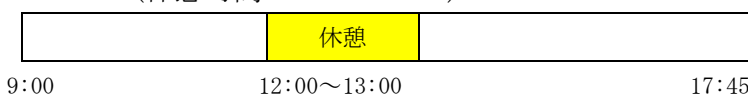
① 早出勤務 7:00～15:45 (休憩時間 12:00～13:00)



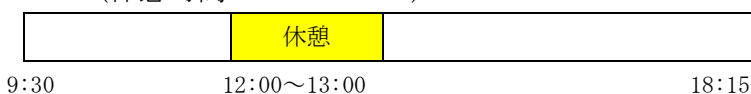
② 早出勤務 7:30～16:15 (休憩時間 12:00～13:00)



③ 遅出勤務 9:00～17:45 (休憩時間 12:00～13:00)



④ 遅出勤務 9:30～18:15 (休憩時間 12:00～13:00)



※ なお、介護を理由とする早出遅出勤務制度もあります。

Q 2 育児のための早出遅出勤務は、どのような場合に利用できますか？

A 2 具体的には、保育園への送迎をする場合やベビーシッター等が来るまでの間に面倒を見ている場合などに利用することができます。

また、妻や夫が就業していないなど、他に子の面倒を見ることができる者がいる場合であっても、早出遅出勤務を請求することができます。

Q 3 早出遅出勤務は、1日おきに利用できますか？

A 3 早出遅出勤務は、勤務時間のパターンの選択肢がいくつかあり、請求期間についても柔軟な利用が可能となっていますので、例えば、夫婦で1日おきに保育園の送迎を分担するため「1日おき」に利用したり、火曜日から木曜日まで週3日間利用するなど「特定の曜日のみ」に利用したりすることができます。

Q 4 早出遅出勤務を請求する場合、どのような手続きが必要ですか？

A 4 早出遅出勤務を請求する場合は、あらかじめ「早出遅出勤務請求書」(様式第1-3)に請求に係る子の氏名、生年月日、請求に係る期間、始業・終業の時刻等など必要な事項を記入し、これらを確認できる書類を添付して所属長に提出して下さい。

5 その他

■ 出産及び育児に係る特別休暇

以下の内容は、人事委員会規則等で規定された内容を平易に掲載したものです。具体的な手続等は早めに各所属の担当者に確認してください。（県費負担教職員にあっては、決裁権限が所属長の専決事項とされない場合がありますので、手続に際して確認が必要です。）

事由	休暇期間	添付書類等
つわり（第6号） 妊娠中の女子職員が妊娠に起因する障害（つわり）のため勤務することが著しく困難である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10 日以内で必要と認められる期間 ・ 一妊娠期間を通じて継続又は断続して 10 日以内、時間単位で取得可 	所属長が必要性を確認できる書類（診断書、母性健康管理指導事項連絡カード等）
通勤緩和（第7号） 妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 日 1 時間又は 1 日 2 回各 30 分 	所属長が必要性を確認できる書類（母性健康管理指導事項連絡カードによることが望ましい）
妊娠産婦の保健指導等（第8号） 妊娠中又は出産後 1 年以内の女子職員が母子保健法第 10 条に規定する保健指導又は同法第 13 条に規定する健康診査を受ける場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要と認められる期間 ・ 妊娠満 23 週までは 4 週間に 1 回、妊娠満 24 週から満 35 週までは 2 週間に 1 回、妊娠満 36 週から出産までは 1 週間に 1 回、出産後 1 年まではその間に 1 回とし、1 回につき 1 日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間 	通院の月日、必要な時間、医療機関等の名称及び所在地、妊娠週数等が記載された書面（健康診査・保健指導書によることができる）
妊娠中の休息・補食（第9号） 妊娠中の女子職員が、その母体又は胎児の健康維持に影響があるとして適宜休息し、又は補食する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要と認められる期間 	所属長が必要性を確認できる書類（医師等の指導が記載された書面、母性健康管理指導事項連絡カードによることが望ましい）
流産（第10号） 女子職員が妊娠 12 週未満で流産した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10 日以内で必要と認められる期間 	所属長が事実を確認できる書類（医師の診断書、証明書等）

事 由	休暇期間	添付書類等
産前休暇（第 11 号） 女子職員が 8 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）以内に出産を予定している場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産の日までの申し出た期間 	出産予定日を証明する書類（母子手帳の写し等）
産後休暇（第 12 号） 女子職員が出産した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間 ・ 「出産」とは妊娠 12 週以後の分娩をいい、死産及び流産を含む。 	出産証明書あるいは出生届出済証明書の写し
女子職員の育児時間（第 13 号） 女子職員が生後 1 年 6 箇月に達しない子を育てる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 日 2 回それぞれ 1 時間以内又は 30 分で合計して 1 日 90 分以内 	所属長が事実を確認できる書類（母子手帳の写し等） 一部取り消しを申し出る場合は、特別休暇承認取消申請書（様式第 9）による。
男子職員の育児時間（第 14 号） 男子職員が生後 1 年 6 箇月に達しない子を育てる場合（その妻（届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が就労していない場合で、負傷、疾病、心身の障害等の状態にあり、当該子の養育に当たることが困難なとき、又はその妻が介護、就労等のため、男子職員の勤務する時間帯において当該子の養育を現実に行うことができないとき。）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 日 2 回それぞれ 1 時間以内又は 30 分でその妻が取得する時間と合計して 1 日 90 分以内 ・ 妻が 13 号の特別休暇を取得している場合には、同一の時間帯において取得することはできない。また妻が育児休業（部分休業を含む。）を取得している場合は取得できない。 	所属長が事実を確認できる書類（母子手帳の写し等） 一部取り消しを申し出る場合は、特別休暇承認取消申請書（様式第 9）による。
妻又は子等の出産（第 16 号） 職員が妻又は子等（※）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 （※）妻又は子（配偶者の子を含む）若しくは子の配偶者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員が妻又は子等の出産に係る入院等の日から当該出産の日後 2 週間を経過する日までの間において 2 日以内で必要と認められる期間 ・ 継続し又は断続して 2 日以内で認められ、時間単位で取得可 	所属長が事実を確認できる書類（母子手帳の写し、入院証明書等）

事 由	休暇期間	添付書類等
<p>育児参加（第17号）</p> <p>職員の妻又は子等(※)が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後1年間を経過するまでの期間にある場合において、当該出産に係る子若しくは孫又は小学校就学の始期に達するまでの子若しくは孫の世話をするため勤務しないことが相当であると認められるとき</p> <p>(※)第16号に同じ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該期間内に置いて5日以内で必要と認められる期間 ・継続し又は断続して5日以内で認められ、時間単位で取得可 	<p>所属長が事実を確認できる書類（母子手帳等）</p>
<p>乳幼児健康診査等（第18号）</p> <p>職員の中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む）が、健康診断又は予防接種を受ける場合で、介助を必要とするとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要と認められる期間 	<p>所属長が事実を確認できる書類（母子手帳の写し、予防接種の通知等）</p>
<p>子の看護休暇（第20号）</p> <p>職員の中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む）が負傷又は疾病のため看護を必要とする場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一暦年5日（子が2人以上ある場合は10日）以内で必要と認められる期間 ・継続し又は断続して5日（10日）以内で認められ、時間単位で取得可 	<p>所属長が事実を確認できる書類（領収書等の受診の事実を示すもの、やむを得ず医療機関の診察を受けない場合は、その事情、症状等を記載した疎明書）</p>
<p>学校等行事参加休暇（第20号2）</p> <p>義務教育終了前の子（配偶者の子を含む）を養育する職員がその子が在籍する学校等が実施する行事に参加するため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1暦年2日（義務教育終了前の学校等に所属する子が2人以上ある場合は、3日）以内で必要と認められる期間 ・継続し又は断続して2日（3日）以内で認められ、時間単位で取得可 	<p>行事の日程・内容を証する書類（入学式や卒業式等の開催通知、家庭訪問や三者面談の日程等がわかる書類等）</p>